

伊豆の国市インターネット公有財産売却の流れ(物品)

1. 手続きに入る前に「[伊豆の国市インターネット公有財産売却ガイドライン\(外部サイトへリンク\)](#)」を必ずお読みください。
2. ログイン ID の取得
 - OKSI 官公庁オークションサイトから、ログイン ID を取得し、メールアドレスの認証を受けてください。
3. 公有財産売却参加申込み
 - 公有財産売却申込み期間中に、インターネット公有財産売却の画面上で、入札する物件ごとに仮申込みをしてください。
 - 参加申込み手続きには、住所、氏名などの参加者情報を入力することが必要となります。
 - その後、本申込みを行うにあたり、「公有財産売却 一般競争入札参加申込書」に「住民票(法人の場合は商業登記簿謄本)」の原本(もしくはコピー)を添付して伊豆の国市にご提出ください。
 - 添付書類は90日以内に発行されたものに限ります。また、申込時はコピーを可としますが、落札者となった場合は原本の提出が必要になります。
 - 代理人が申込みをされる場合は、上記提出書類に加え、委任状の提出をお願いします。提出書類は、伊豆の国市ホームページからダウンロードをしてください。
 - 書類は参加申込締切日までに提出してください。(郵送の場合は、参加申込締切日の消印有効)
4. 入札保証金の納付
 - 入札保証金額は、公有財産ごと異なりますので、公有財産売却物件詳細画面にてご確認ください。
 - 入札保証金の納付方法は、クレジットカードによるオンラインの納付となりますので、カード情報の入力が必要になります。
 - 入札保証金は、入札開始の2開庁日前までに伊豆の国市が確認できるように納付してください。
5. 入札
 - 入札は、入札期間中に一度きりとなります。
 - 一度行った入札は、取り消すことが出来ませんのでご注意ください。

6. 落札者の決定

- 入札期間が終了すると、落札者のログイン ID と落札価格が公有財産売却システム上に一定期間公開されます。
- 落札者には、今後の手続きについて伊豆の国市からメールにてご連絡しますのでご確認ください。

7. 売払代金の納付

- 売払代金納付期限までに伊豆の国市が確認できるように、売払代金を一括納付してください。
- 納付方法は、伊豆の国市の指定する銀行口座への振込または現金を伊豆の国市へ直接持参となります。
- 売払代金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

8. 公有財産の引渡し

- 伊豆の国市が売払代金の納付を確認後、公有財産の引渡しを行います。
- 売払代金納付時に公有財産引き取らない場合は「保管依頼書」を提出してください。保管期間は売払代金納付後、1ヶ月間です。
郵送を希望する場合は「送付依頼書」をご提出ください。送付依頼書の内容をもとに、伊豆の国市で送付の手配をします。売払代金納付後、1ヶ月以内を送付希望日としてご指定ください。
- 公有財産の引渡しに係る費用はすべて落札者の負担となります。
- 権利移転が必要な場合は落札者にて手続きを行っていただき、それに係る費用も落札者の負担となります。

※落札後の具体的な手続きの流れについては、落札者に伊豆の国市からメールを送りますので、そちらを参考にしてください。

※最高価申込者(落札者)以外の方の入札保証金は、クレジットカードから引落しを行わないことにより返還となります。ただし、公有財産売却参加者などのクレジットカードの引落しの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引落しを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。